

「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」の事例

(令和8年(2026年)3月23日付け障がい第2316号熊本県健康福祉部長通知の補足)

1 正当な理由が無く、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

市町村や体育施設の管理者がサービスを提供するに際して、次のような取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」となる恐れがあります。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。また、客観的に見て正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しない場合があることに御留意ください。

〈例〉

- ・ 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における障がい者本人や第三者の安全性などに考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 体育施設において、車いすその他の用具等を使用していることのみをもって、直ちにその利用を拒否すること。
- ・ 業務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来場の際に付き添いの者の同行を求めるなどの条件を付けたり、障がいを理由に付き添いの者の同行を拒否すること。

2 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

〈例〉

- ・ 手続きを行うため、障がい者本人に同行したものが代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障がいの状況や本人の手続きの意思等を確認すること。(障がい者本人の損害発生防止の観点)
- ・ 施設利用者から、障がい者である他の利用者に関する申出があった場合に、その障がいの特性について説明し、不安を払拭するような声掛けを行うこと。
- ・ 車いす利用者に対し、転倒時等に床面が傷付かないよう車いすの突起部分等を保護するラバーの取り付けを依頼すること。
- ・ ボールのすべり止め等に用いられる松やにが床面に付着した場合等は、体育施設の使用後に、拭き上げを依頼すること。 など

3 合理的配慮に該当すると考えられる例

市町村や体育施設の管理者は、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理

的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障がい者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで事例であり、市町村や体育施設の管理者が必ずしも実施するものではないこと、以下の事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意してください。また、市町村や体育施設の管理者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、具体的な場面や状況により、その実施に伴う負担は異なり、市町村や体育施設の管理者の事業規模や人員体制等によっては過重な負担となる可能性があるため、市町村や体育施設の管理者においては、本通知本文及び関係法令等（別紙 1 参照）を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。

〈例〉

- ・ 公共のプールで申し出があった場合に空いているスペースを異性介助のできる更衣室として活用することを提案すること。
- ・ 障がいによっては外見からは分からない場合もあることから、施設に来訪された方で、困っている様子の方やヘルプマークを身に付けている方、対応が必要と思われる方がいる場合は、まずは声をかけ、「配慮が必要なことがありますら、お申し付けください」等と伝えること。
- ・ 文章の読み上げや、口頭による丁寧な説明を行うこと。
- ・ 口話が読めるようマスクを外して話をすること。
- ・ 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと。
- ・ 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したものを含む）の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと。
- ・ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書や写真、イラスト、コミュニケーションボードの使用、触覚により意思伝達する（手のひらに指で文字を書く等）など、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと。

＜熊本県版「コミュニケーションボード」の活用の推進について・熊本県HP（障がい者支援課）＞

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/241648.html>

- ・ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がいのある者に対し、電光掲示板、館内放送の文字化、点字サイン付き手すりの設置、音声ガイドの設置、手書きのボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導を図ること。

- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発生や吃音等がある場合において、当該障がい者が了承した場合には、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。
- ・ パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること。
- ・ 事前に連絡があった場合に、施設の出入口近くの車いす用駐車スペースを確保すること。
- ・ 段差がある場合には、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどすること。車いす等が通りやすいよう、スペースや動線を確保すること。
- ・ 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること。車いすで利用しやすい高さにカウンターを改善すること。
- ・ 代筆や車いすの補助等を求められた場合に対応できるよう、あらかじめ適切な対応について検討し、職員研修を行うこと。

4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例については、以下のとおりです。これらの例についても、掲載されている例はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについても、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要です。

〈例〉

- ・ 公共のプールで、異性介助ができる更衣室の提供の申出があった場合に、空いているスペースの活用の可能性等を検討せず、支援を断ること。
- ・ 施設内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。